

支給品別
 ○支給
 ○無支給

軍人

○

○

X

軍属

高等又官

○

○

X

利任又官

○

○

X

雇傭人

○

X

○

不徴収員

○

本誌三月分
 本誌三月分
 三月分

備付
 軍人に対する支給品は二上軍属
 とすよう

支給品別
 支給品別

遺骨資料
 遺骨資料

遺骨資料
 遺骨資料

(五八〇四)

18/5

アジア局長
 ・アジア局長
 事務官

アジア局第二課長

朝鮮人戦没者遺骨問題に関する説明資料

一 朝鮮人戦没者数

朝鮮人戦没者総数は陸海軍人軍属を合し、

二、三、四、五名(推定戦没者を含む)で、その内訳は

次のとおりとなっている。

一 確定戦没者

陸 軍

海 軍

軍人

五六六〇名

軍属

一九〇八名

計

七五六八名

一三、二二六名

外 務 省

ア一 1123

アジア局
 31.422

1957
 3/15

口 推定戦没者数

軍人 四六七名

軍属 一〇八四名

合計 一、五五一名

合計 九、一一九名

一三、二二六名

二 未引渡遺骨数

陸海軍関係とも終戦前後一部遺骨の引渡が行われたので、前項戦没者のうち、現在厚生省で保管中の遺骨は

陸軍関係 一、五四八柱 海軍関係 二、八〇〇柱である。

海軍関係は

陸軍関係は

三 戦没者の諸給与

戦没者の諸給与は日鮮の区別なく一律である。朝鮮人戦没者は昭和二十二年十二月十五日法律

一三八号が基準になっている。(これは新法とくらべて

相当の開きがあるが、新法による遡及支払は認められていない。)

同法律によれば諸給与(支給額)は次のとおりである。

遺骨引取料、葬祭料、遺族扶助料、死亡手当等が支給されることとなっているが、身分別による支給区

別は並に支給額は次のとおりである。(○印支給、×印支給)

何れも昭和二十二年
法律に規定がなされ
るものとする関係上
の諸給与は

引下
引下
引下

早引後遺者
の割合は
約10%に
達する

四、供托の概況

備考
日本国籍を有しないものに対しては恩給法は適用
されない。

軍人	〇	〇	〇	〇	〇	〇
軍属内 高年大官	〇	〇(三七〇月)	〇(三〇月)	〇(三七〇月)	〇(三〇月)	〇
判任大官	〇	〇(三七〇月)	〇(三〇月)	〇(三七〇月)	〇(三〇月)	〇
雇傭人	〇	〇	〇	〇	〇	〇
志願船員	〇	〇	〇	〇	〇	〇
未払給子 増俸費	〇	〇	〇	〇	〇	〇
遺骨引取料	〇	〇	〇	〇	〇	〇
葬祭料	〇	〇	〇	〇	〇	〇
遺族扶助料	〇	〇	〇	〇	〇	〇
死亡手当	〇	〇	〇	〇	〇	〇

外務省

朝鮮人戦没者に対する前記諸給子未払分は次の
とおり(昭和三十一年八月三十一日現在) 供託されている。

陸軍	供託人名 七、一五〇	供託金額 七、八〇八、三三九
海軍	一一、二一六	三、八五六、〇三八
計	一八、三七〇	四、六三三、三六七

(備考)
右のほか復讐者未支給分七、二二八人名分四、九四一、四八
円が供託されている。
なお、給子関係は既復讐者に対する未払給子問題も
あるので、台湾の例にならい、遺骨引渡しとは切離し、別途

外務省

に例えし請求権問題と一括して交渉する事が得策である。

五 遺骨引渡方法

遺骨は遺家族の手引に引渡す事が本旨なので、この趣旨に
にそうような引渡方法が講せられねばならない。
また戦没者の大部分は朝鮮出身であるが、終戦時の混乱
及び朝鮮動乱年で遺家族の相当大規模な南北
間移動があった事実が考慮されねばならない。従って
引渡しは、当面の事情の下では、赤十字の線による事が最
も無難と考えられる。この点については、厚生省側は特に
意見はなく、赤十字を経由する方法に賛成している。